

小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「神奈川の教育を考える調査会」の最終まとめを踏まえ、本県における小中一貫教育校の設置に向けた方策について検討するため、小中一貫教育校在り方検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について研究、協議し、その結果を報告する。

- (1) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について
- (2) 実施する上での課題と解決のための方策について
- (3) 「モデル地域」の指定に向けた取組みについて
- (4) 教員研修や教員免許等の在り方について

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、平成27年9月30日までとする。

(構成員)

第5条 検討会議は、義務教育を専門とする大学及び教育関係の学識者並びに義務教育にかかる主な関係団体の代表者から選定した者16人以内をもって構成する。

2 検討会議の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、会議設置の日から検討会議の設置期間満了までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 検討会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が構成員のうちから指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理し、座長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

(公開)

第8条 検討会議は、原則として公開とする。ただし、検討会議が必要と認めた場合は、検討会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 検討会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(作業部会)

第9条 検討会議は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に属すべき構成員(以下作業部会員)は、別表のとおり定める。

3 作業部会に作業部会長を置き、座長が作業部会員のうちから指名する。

4 作業部会長は、作業部会の会務を掌理し、作業部会における調査研究の結果等を検討会議に報告する。

(意見聴取)

第10条 検討会議及び作業部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 検討会議の庶務は、子ども教育支援課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 検討会議の最初の会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別表（第5条関係）

学識経験者	国立教育政策研究所
	大学
	県学校・フリースクール等連携協議会
	私学協会
市町村教育長会 代表	
教育事務所長 代表	
小学校長会 代表	
中学校長会 代表	
県PTA協議会会長が指定する者	小学校
	中学校
支援部長	
支援部子ども教育支援課長	
総務室企画調整担当課長	
行政部教職員人事課長	
行政部教職員企画課長	
県立総合教育センター所長が指定する者	

義務教育を専門とする大学及び教育関係の学識者
義務教育にかかる主な関係団体の代表者

作業部会

支援部子ども教育支援課長
市町村教育委員会指導事務主管課長 代表
教育事務所指導課長 代表
小学校教頭会 代表
中学校教頭会 代表
県立総合教育センター所長が指定する者
総務室企画調整担当課長が指定する者
行政部教職員企画課長が指定する者
行政部教職員人事課長が指定する者
支援部子ども教育支援課長が指定する者

